様式３

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

部内参考（H28.6. ）

産業労働政策課

部内参考（H28.6. ）

産業労働政策課

（申告者）住　所

名　称

　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 申告内容 | 添付書類（写し） |
| 環境マネジメントシステムの導入 | ＩＳＯ１４００１の認証  エコアクション２１の認証  ＫＥＳの認証  エコステージの認証 | 登録証  ☐ 登録・認証書  ☐ 登録証  ☐ 認証書 |
| 障害者法定雇用率の達成 | 障害者雇用状況の報告義務がある  （常用労働者が50人以上）  障害者法定雇用率を達成  障害者法定雇用率を未達成  報告義務がない  （常用労働者が50人未満） | 障害者雇用状況報告書  なし  なし |
| 女性の活躍促進 | あいち女性輝きカンパニーの認証 | 認証書 |
| 女性の活躍促進宣言 | 受理書 |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 | 登録証 |
| あいちっこ家庭教育応援企業への 賛同 | 賛同書 |

記入要領

（１）申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入し、代表者印を押してください。

（２）「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク（）を記入してください。

（３）提出にあたっては、「添付書類（写し）」欄の該当項目（書類）にチェックマーク（）を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。

（４）紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関（愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体）にお問い合わせの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。

（５）「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が50人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。

　　　申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。

また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。

（６）「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化部男女共同参画推進課において交付を受けてください。

（７）ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | お問い合わせ先 |
| 制度全般に関すること | 愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ  （電話052-954-6653） |
| 女性の活躍促進 | 愛知県県民文化部男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ  （電話052-954-6657） |
| 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 | 愛知県産業労働部労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ  （電話052-954-6360） |
| あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 | 愛知県教育委員会学習教育部生涯学習課家庭教育・地域連携推進グループ（電話052-954-6780） |